

広島県告示第二百五十九号

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条第五項第二号の規定によつて、第二種漁港塩屋漁港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和七年三月三十一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び西部建設事務所廿日市支所において縦覧に供する。

令和七年三月十七日

塩屋漁港漁港管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 第二種漁港塩屋漁港放置等禁止区域

塩屋漁港地区

1 区域の範囲

基点一から基点七までの各点を順次結んだ線、基点七から基点八を水際線で結んだ線、基点八から基点九を結んだ線及び基点九から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 廿日市市沖塩屋の国土地理院三等三角点「沖山」（北緯三四度一六分五五秒八二四五、東経一三二度一五分五九秒九四八三、標高三・〇八メートル）

- 基点一 基準点から一七三度一七分五二秒の方向四五・一九メートルの点
- 基点二 基点一から二二九度四五分二七秒の方向一二・九一メートルの点
- 基点三 基点二から一八九度三九分四七秒の方向五二・九七メートルの点
- 基点四 基点三から五〇度三二分五九秒の方向一二・四九メートルの点
- 基点五 基点四から一八八度五七分二九秒の方向七・一七メートルの点
- 基点六 基点五から一三九度〇六分一三秒の方向一八二・一二メートルの点
- 基点七 基点六から二二八度五三分〇五秒の方向二八五・七一メートルの点
- 基点八 基準点から二六八度二六分一六秒の方向七七・二一メートルの点
- 基点九 基点八から六一度一二分一四秒の方向一一・四九メートルの点

二 第二種漁港塩屋漁港放置等禁止物件

漁船及び業務用船舶以外の船舶並びに当該船舶の係留の用に供する工作物